

「分類の基準」の修正の方向性

1. 現行 JSIC の「分類の基準」

本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、体系的に配列したものである。

- (1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等）
- (2) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等）
- (3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品等）の種類

なお、分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業者の数、生産額、販売額等も考慮した。

2. 現行 ISIC の「原則と基準（抜粋）」

- (1) 財、サービス及び生産要素の投入
(the inputs of goods, services and factors of production)
- (2) 生産プロセスと技術 (the process and technology of production)
- (3) アウトプットの特徴 (the characteristics of outputs)
- (4) アウトプットの用途 (the use to which the outputs are put)

3. 修正の方向性

第3回検討チームにおける御意見と ISIC の記載ぶりを考慮すると、以下のような修正の方向性が考えられる。まず、第3回検討チームで検討された箇条書きの「分類の基準」を要素に分けて検討する。その後に要素の組み合わせを検討する。

なお、以下には【案】の部分に論点や課題も含めて記載している場合がある。

(1) 「原材料の種類及び性質」（← 現行の(3)の前半）

【案1】 現時点では現行のままとし、今後の確認を踏まえて「性質」を削除

- 辞書(※)によれば「種類」とは、いくつかの個体に共通した「性質」によって分類してまとめたものとされており、両者は独立した概念ではなく、一部重複した関係にあることから、次の確認後に「性質」を削除する方向としたい。

※ 辞書による「種類」の説明

- ・ いくつかの個体に共通の性質によって分類しまとめたもの。また、そのようにして総体を分類したときに生ずるまとまり。(出典:「広辞苑 第七版」岩波書店 新村出編)
- ・ ある基準でみて性質・形態などが共通するものを分類し、それぞれのまとまりとしたもの。(出典:「大辞林 増補・新装版」小学館 松村明監修)
- ・ 性質の共通しているもの同士をひとまとめにしていう語。たぐい。いろわけ。グループ。(出典:「広辞林 第六版」三省堂 三省堂編集所編者)

- 現行 JSIC において、「種類」が同じでも「性質」が異なることにより分類されている項目の有無を事務局が確認する。そのような項目がないことを確認した後に「性質」を削除することとしたい。なお、初回設定時(1949年)から「性質」の記載があることにも留意する必要がある。

【案2】 「種類」と「性質」を包含するような適切な表現があるかを検討

- 現時点で具体案はないが、可能な範囲内で検討する。

(2) 「財の生産又はサービス提供の方法(設備、技術等)」(←現行の(2))

【案1】 現行のまま

【案2】 「財又はサービスの生産方法(設備、技術等)」に修正

- 財もサービスも産業(経済活動)による生産物であり、「財の生産」と「サービス提供」と書き分ける必要性は低く、「財又はサービスの生産」とする記述が適切であると考えられる。

(3) 「生産される財又は提供されるサービスの種類(用途、機能等)」(←現行の(1))

【案1】 現行のまま

【案2】 「生産された財又はサービスの種類(用途、機能等)」に修正

- 上述の(2)の【案2】と同様に考え、財とサービスは生産されたものとして捉えて記載することが適当である。
- 他方、この基準は需要側を志向した基準として位置付けられている。現行 JSIC の分類項目からは、「種類」よりも「用途、機能」により分類されていると考えられる。特に「種類」の基準では、分類項目が対象とする範囲がやや広く、「用途、機能」の方がよりの確に分類項目の対象を示すと考えられる。したがって、この基準で分類されている現行 JSIC の項目のほとんどが「用途」又は「機能」により分類されていることを確認できれば、「種類」を削除し、修正案を「生産された財又はサービスの用途、機能等」とする余地があるものと思われる。

(4) 「サービスの提供先及び取り扱われる商品等の種類」(← 現行の(3)の後半に該当)

[第3回検討チームで表現を修正(注)]

(注) (4)の表現は、現行ISICの分類基準とは異なっているが、第3回検討チームで了承されたものとして記載している。

【検討内容】

○ 「サービスの提供先」は、主に「個人向け」又は「事業者向け」の分類項目として考えられ、それらは資料1-1の別紙1のとおりである。

他方、「サービスの提供先」の基準は、生産物分類において採用されることが適切な基準であり、既にこの基準による生産物分類が策定されていることから、産業分類においてこの基準は必ずしも適切ではないと考えられる。

以上から、当該基準を残す案と削除する案の両案を提示することとしたい。

○ 「商品等の種類」については、財の生産そのものとは別に、生産された財(商品等)を用いて行われる産業(経済活動)が想定されていると思われる。例えば、資料1-1の別紙2のとおり、現行JSICでは、卸売業、小売業及び物品賃貸業の下位側の分類項目の大半がこの基準により分類されていると思われる。

以上から、現時点においては当該基準を残すこととするが、今後の大分類「卸売業、小売業」及び中分類70「物品賃貸業」の改定案の検討における商品等の種類による分類の見直しの状況も参考にしつつ、この基準の採用の可否について結論を得ることとしたい。

⇒ 以上の内容を十分に考慮するほか、個別分野の検討状況も把握しつつ、引き続き記載のあり方を検討する。

4. 補足的な内容の記載

これまでの検討チームにおけるご意見を踏まえ、ISICも参考にしつつ、「原則として、下位側の分類項目(小分類、細分類)は、生産技術や原材料の種類等といった供給側の概念を見据えた分類項目」のような趣旨の追記を考えているが、現行の「第3項 分類の基準」との整合性のほか、実際の分類の設定状況からみて基準の記載部分に上記の補足的な内容を記載できるかなども考慮する必要があるため、引き続き検討する。

なお、上記の趣旨の記述を可能にするため、箇条書きにせず、ISICのように文章で記述する方法も考えられるが、一読して分かり難くなる可能性もあるので、この点も含めて引き続き検討する。

5. 検討素案

現時点で検討中の部分があるが、これまでの検討の趣旨を踏まえて箇条書きの分類の基準（その前後の現行のままの記載部分は省略）をまとめると以下ようになる。

(1) 【案1】供給面と需要面に分けた案

【案1】－①

- (1) 原材料の種類及び性質、財又はサービスの生産方法（設備、技術等）
- (2) 生産された財又はサービスの種類（用途、機能等）、サービスの提供先及び取り扱われる商品等の種類

【案1】－②・・・「サービスの提供先」を削除

- (1) 原材料の種類及び性質、財又はサービスの生産方法（設備、技術等）
- (2) 生産された財又はサービスの種類（用途、機能等）、取り扱われる商品等の種類

(1)は供給面を、(2)は需要面をそれぞれ志向した記載内容である。

なお、(1)と(2)のそれぞれの前後の部分を「、」で区切っているが、表記上は「並びに」が適切と考えられる。仮にそのように記載すると箇条書き部分が長くなり、分かり難くなるため、この場合の記載のあり方も検討する。

(2) 【案2】 ISIC の記載を参考にして3つに書き分けた案

【案2】－①

- (1) 原材料の種類及び性質
- (2) 財又はサービスの生産方法（設備、技術等）
- (3) 生産された財又はサービスの種類（用途、機能等）、サービスの提供先及び取り扱われる商品等の種類

【案2】－②・・・サービスの提供先を削除

- (1) 原材料の種類及び性質
- (2) 財又はサービスの生産方法（設備、技術等）
- (3) 生産された財又はサービスの種類（用途、機能等）、取り扱われる商品等の種類

ISIC の記載を参考にして、①インプット、②生産プロセスと技術、③アウトプット関係のそれぞれを主旨として箇条書きにしたものである。

なお、(3)の表記上の記載に関しては上述の(2)と同様である。

「分類の基準」の修正素案

参考

第3回産業分類検討チーム

資料2 一般原則「分類の基準」に関する検討 より抜粋

No	修正素案	修正の考え方等
1	(1) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等） (2) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等） (3) 原材料の種類及び性質、サービスの提供先及びサービスで取り扱われる商品等の種類	現行の(2)は供給サイドの記載（生産設備や生産技術等）であり、(1)は需要サイドの記載であるため、記載の順番を入れ替えた。 ⇒ 供給サイドの位置付けを明確化
2	(1) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等）、原材料の種類及び性質 (2) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等）、サービスの提供先及びサービスで取り扱われる商品等の種類	現行の(3)の記載内容を供給サイドと需要サイドに分離した上で、それらを上述のNo1の(1)と(2)に追記した。 ⇒ 供給サイドと需要サイドの記載内容を二分し、それらが分かりやすくなるよう明確化
3	(1) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等） (2) 原材料の種類及び性質 (3) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等） (4) サービスの提供先及びサービスで取り扱われる商品等の種類	分類の3つの基準の説明として記載されている『主として次のような諸点に着目して区分し』の主旨も踏まえ、現行の(3)の記載内容を供給サイドと需要サイドに分離した上で、前半を供給サイド、後半を需要サイドの記載内容とした。 ⇒ 諸点に着目してこれまでの産業分類が作成され、その後に改定されてきた経緯を踏まえると、より説明が容易となる可能性がある。
4	(1) 財の生産又はサービスの提供に必要な原材料等の種類及び性質 (2) 財の生産又はサービスの提供に伴う生産技術又は設備等 (3) 生産される財又は提供されるサービスの用途又は機能等 (4) サービスの提供先及びサービスで取り扱われる商品等の種類	ISICの記載を参考にしつつ、上述のNo3を基に一部修正した。 若干の説明を加えた原材料等の記載を(1)に移し、(2)では括弧を外してより具体的に分かるようにした。また、(3)でも括弧を外してより具体的に分かるようにした。 ⇒ 前半の供給サイドと後半の需要サイドの区別がより分かりやすくなることを期待